

手数料一覧表(R8.4.1施行)

項 目	手数料の額 (円/件)		構造適判手数料の額 (円/件)	
確認申請・完了検査申請・計画通知・工事完了通知	確認申請 計画通知	完了検査申請・工事完了通知		
		省エネ基準への 適合検査なし	省エネ基準への 適合検査あり	
30 ㎡以内のもの	11,400 円	24,200 円	※H28.4.1より、大分県では構造計算 適合性判定を指定構造計算適合性判定 機関へ委任しました。 手数料については、各指定機関が独自 に定めていますので、 直接指定機関へご確認ください。	
30 ㎡を超え、100 ㎡以内のもの	21,700 円	28,400 円		
100 ㎡を超え、200 ㎡以内のもの	32,600 円	38,000 円		
200 ㎡を超え、500 ㎡以内のもの	47,500 円	51,600 円		
500 ㎡を超え、1,000 ㎡以内のもの	48,100 円	55,900 円		
1,000 ㎡を超え、2,000 ㎡以内のもの	72,000 円	74,800 円		
2,000 ㎡を超え、10,000 ㎡以内のもの	211,000 円	181,000 円		
10,000 ㎡を超え、50,000 ㎡以内のもの	317,000 円	260,000 円		
50,000 ㎡を超えるもの	540,000 円	455,000 円		
住宅の省エネ仕様基準の審査		<div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%;"> 確認申請・計画通知 へ加算する額 / </div>		
一戸建ての住宅	200 ㎡未満			12,700 円
	200 ㎡以上			14,100 円
共同住宅・複合 建築物の住宅 部分	300 ㎡未満			23,100 円
	300 ㎡以上 2,000 ㎡未満			35,900 円
	2,000 ㎡以上 5,000 ㎡未満			56,600 円
	5,000 ㎡以上	73,400 円		
移転・修繕・模様替・用途変更	床面積の1/2の額			
計画変更確認申請・計画変更通知	計画の変更に係る部分の床面積の1/2の額 (増加する場合は増加する部分の床面積の額) …(注1)			
工作物	11,000 円	12,000 円	<div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%;"> 完了検査申請 / 工事完了通知 </div>	
遊戯施設	11,000 円	12,000 円		
エレベーター、エスカレーター	11,000 円	16,000 円		
計画変更 確認申請・計画変更通知	工作物 6,000 円 遊戯施設 6,000 円 エレベーター、エスカレーター 7,000 円			
中間検査申請・中間検査を受けた建築物の完了検査申請(注2) 特定工程工事終了通知・特定工程工事終了通知を受けた建築物 の工事完了通知(注2)	中間検査申請特定 工程工事終了通知	完了検査申請工事完了通知		
		省エネ基準への 適合検査なし	省エネ基準への 適合検査あり	
30 ㎡以内のもの	21,200 円	21,900 円	25,900 円	
30 ㎡を超え、100 ㎡以内のもの	24,400 円	26,800 円	30,800 円	
100 ㎡を超え、200 ㎡以内のもの	33,600 円	36,600 円	40,600 円	
200 ㎡を超え、500 ㎡以内のもの	46,200 円	51,600 円	55,600 円	
500 ㎡を超え、1,000 ㎡以内のもの	49,400 円	52,900 円	58,950 円	
1,000 ㎡を超え、2,000 ㎡以内のもの	66,700 円	69,800 円	78,500 円	
2,000 ㎡を超え、10,000 ㎡以内のもの	150,000 円	163,000 円	181,100 円	
10,000 ㎡を超え、50,000 ㎡以内のもの	226,000 円	257,000 円	289,800 円	
50,000 ㎡を超えるもの	415,000 円	464,000 円	515,600 円	
減額規定(県細則第3条)	上記金額の1/2の額			

(注1) 床面積の増加と既計画部分の変更が同時に行われるような場合の対象床面積の算定は次のように行うものとする。

$$(\text{手数料算定対象床面積}) = (\text{増加部分の床面積}) + (\text{既計画部分の変更に係る床面積}) \times 1/2$$

(注2) 中間検査申請(特定工程工事終了通知)にあつては、検査を行う部分の床面積の合計

※下記表中()書きの条項については、法改正により現在の条項と一致しないものがあります。

項 目	手数料の額 (円/件)	項 目	手数料の額 (円/件)
仮使用認定申請(7条の6 1項1号・2号)	122,000 円	建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可申請 (53条5項3号)	33,000 円
建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請(43条2項1号)	27,000 円	建築物の敷地面積の許可申請(53条の2 1項3号4号)	161,000 円
建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請(43条2項2号)	33,000 円	建築物の高さの特例認定申請(55条2項)	27,000 円
公衆便所等の道路内における建築許可申請(44条1項2号)	33,000 円	建築物の高さの特例許可又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料(55条3項・4項1号2号)	161,000 円
道路内における建築認定申請(44条1項3号)	27,000 円	日影による建築物の高さの特例許可申請(56条の2 1項)	161,000 円
公共歩廊等の道路内における建築許可申請(44条1項4号)	161,000 円	高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料(57条 1項)	27,000 円
壁面線外における建築許可申請(47条ただし書)	161,000 円	高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料(58条2項)	161,000 円
都市計画区域及び準都市計画区域内における建築等許可申請(48条1項～14項ただし書・16項)	181,000円(利害関係を有する者からの意見の聴取を要せず、かつ、大分県建築審査会の同意を要しない場合にあつては123,000円、大分県建築審査会の同意を要しない場合にあつては140,000円)	高度利用地区における建ぺい率、容積率、建築面積、壁面の位置の特例許可申請(59条1項3号)	161,000 円
特殊建築物等敷地許可申請(51条ただし書)	161,000 円	高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請(59条4項)	161,000 円
建築物の延べ面積の特例認定申請手数料(52条6項)	27,000 円	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請(59条の2 1項)	161,000 円
建築物の延べ面積の特例許可申請(52条10項・11項・14項)	161,000 円	地区計画等の区域のうち再開発等促進区等内における建築物の容積率、建ぺい率又は高さに関する制限の適用除外の認定申請(68条の3 1項2項3項)	27,000 円
壁面線の指定等がある場合の建築物の建ぺい率の特例許可申請 (53条4項)	33,000 円	地区計画等の区域のうち再開発等促進区等内における建築物の各部分の高さの許可申請(68条の3 4項)	161,000 円

項 目	手数料の額 (円/件)	項 目	手数料の額 (円/件)
地区計画の区域のうち開発整備促進区内の建築制限の適用除外に係る認定申請(68条の3 7項)	27,000 円	既存建築物を前提とした総合的設計による空地を有する一定の一団の土地の区域内の建築物の特例許可申請(86条 4項)	建築物(既存建築物を除く)の数が一である場合は223,000円、建築物の数が二以上である場合は223,000円に一を超える建築物の数に28,500円を乗じて得た額を加算した額
地区計画等の区域内における公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率の制限の適用除外の認定申請(68条の4 1項)	27,000 円	公告認定対象区域内における建築物の認定申請手数料(86条の2 1項)	建築物(同一敷地内認定建築物を除く)の数が一である場合は79,000円、建築物の数が二以上である場合は79,000円に一を超える建築物の数に28,500円を乗じて得た額を加算した額
区域を区分して建築物の容積を適正に配分する特定建築物地区整備計画等の区域内における建築物の容積率の特例認定申請(68条の5の2 1項)	27,000 円	空地を有することとなる公告認定対象区域内における建築物の特例許可申請手数料(86条の2 2項)	建築物(同一敷地内許可建築物を除く)の数が一である場合は223,000円、建築物の数が二以上である場合は223,000円に一を超える建築物の数に28,500円を乗じて得た額を加算した額
地区計画等の区域内において敷地内に道路に接して有効な空地が確保されている建築物の各部分の高さの許可申請(68条の5の3 2項)	161,000 円	公告許可対象区域内における建築物の許可申請手数料(86条の2 3項)	建築物(同一敷地内許可建築物を除く)の数が一である場合は223,000円、建築物の数が二以上である場合は223,000円に一を超える建築物の数に28,500円を乗じて得た額を加算した額
地区計画等の区域内における前面道路の幅員に応じた建築物の容積率に関する特例又は各部分の高さに関する制限の適用除外の認定申請(68条の5の4 1項2項)	27,000 円	複数建築物の認定又は許可の取消申請(86条の5 1項)	6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額
地区計画等の区域内における地盤面の上に公共空地を有する建築物の建ぺい率の制限の特例認定申請(68条の5の5)	27,000 円	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外の認定申請(86条の6 2項)	27,000 円
予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可申請(68条の7 5項)	161,000 円	一の既存不適格建築物について二以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合における当該二以上の工事の全体計画認定申請(86条の8 1項)	27,000 円
仮設建築物建築許可申請(85条6項・7項)	122,000円(大分県建築審査会の同意を要する場合にあっては、161,000円)	一の既存不適格建築物について二以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合における当該二以上の工事の全体計画変更認定申請(86条の8 3項)	27,000 円
総合的設計による一団地内の建築物の特例認定申請(86条 1項)	建築物の数が二である場合は79,000円、建築物の数が三以上である場合は79,000円に二を超える建築物の数に28,500円を乗じて得た額を加算した額	一の既存不適格建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合における当該二以上の工事の全体計画認定申請(87条の2 1項)	27,000 円
既存建築物を前提とした総合的設計による一定の一団の土地の区域内の建築物の特例認定申請(86条 2項)	建築物(既存建築物を除く)の数が一である場合は79,000円、建築物の数が二以上である場合は79,000円に一を超える建築物の数に28,500円を乗じて得た額	一の既存不適格建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合における当該二以上の工事の全体計画変更認定申請(87条の2 2項)	27,000 円
総合的設計による空地を有する一団地内の建築物の特例許可申請(86条 3項)	建築物の数が二である場合は223,000円、建築物の数が三以上である場合は223,000円に二を超える建築物の数に28,500円を乗じて得た額	一時的に他の用途の建築物として使用する場合の許可申請手数料(87条の3 6項・7項)	122,000円(大分県建築審査会の同意を要する場合にあっては、161,000円)